

## 特 例 貸 付

○一定の要件を満たす場合、一般貸付・振興事業貸付の融資限度額に金額の上乗せや利率の引下げなどを行う特例貸付をご利用いただけます。

融資制度	お使いみち	融資限度額	ご返済期間(うち据置期間)
防災・環境対策資金 (環境対策関連貸付)	・店舗の防火安全の確保、耐震改修などに必要な設備資金 ・アスベスト除去などに必要な設備資金、運転資金 ・耐震診断・耐震改修に必要な運転資金	一般貸付・振興事業貸付の設備資金・運転資金それぞれの融資限度額に上乗せ 3,000万円	設備資金 20年以内(2年以内)(注1) 一般公衆浴場業は30年以内(2年以内) 運転資金 7年以内(2年以内)
地域活性化・雇用安定資金 (新企業育成・事業安定等貸付)	・設備投資により、一定の人材確保が見込まれる方が必要な設備資金、運転資金 ・本社を東京23区から地方に移転または店舗・事務所等を地方に新設もしくは増設し、地方で新たに若者を雇用する方などが必要な設備資金、運転資金	一般貸付・振興事業貸付の融資限度額に上乗せ 3,000万円	
生活衛生新企業育成資金 (新企業育成・事業安定等貸付) (注2)	生活衛生関係の事業を新たに始める方または事業開始後おおむね7年以内の方が必要な設備資金、運転資金	一般貸付・振興事業貸付に定める融資限度額	設備資金 20年以内(2年以内) 運転資金 7年以内(2年以内)
生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金 (新企業育成・事業安定等貸付) (注2)	事業を承継するために必要な設備資金、運転資金	一般貸付・振興事業貸付に定める融資限度額	設備資金 20年以内(2年以内) 運転資金 7年以内(2年以内)(注3)
福祉増進資金 (健康・福祉増進貸付)	バリアフリー化など、高齢者などが利用しやすい店舗に必要な設備資金	一般貸付・振興事業貸付の融資限度額に上乗せ 3,000万円	設備資金 20年以内(2年以内) 一般公衆浴場業は30年以内(2年以内)

(注1) 生活衛生同業組合の組合員の方であって、事業継続計画(BCP)に基づく耐震改修に必要な設備資金のご返済期間は、30年以内(うち据置期間2年以内)が適用されます。

(注2) 生活衛生同業組合の組合員の方であって特別な利率でご利用いただいている方が、生活衛生同業組合を脱退された場合は、適用されている特別な利率を通常適用する利率に変更させていただくことがあります。

(注3) 既存の当公庫融資の借り換えを伴う場合のご返済期間は、8年以内が適用されます。

## 特 別 貸 付

○経営の安定・基盤強化、企業の再建を図るための運転資金としてご利用いただけます。

	ご利用いただける方(注1)	融資限度額	ご返済期間(うち据置期間)
経営環境変化対応資金 (生活衛生セーフティネット貸付)	売上の減少など、一時的に業況が悪化しているが、中長期的にみて、業況が回復し発展することが見込まれる方	5,700万円	8年以内(3年以内)
金融環境変化対応資金 (生活衛生セーフティネット貸付)	取引金融機関の経営破たんなどにより、一時的に資金繰りに影響を受けているが、中長期的に資金繰りが改善し経営が安定することが見込まれる方	別枠 4,000万円	
生活衛生企業再建資金 (生活衛生企業再生貸付)	・取引金融機関からの事業資金の借入について、弁済にかかる負担の軽減を目的とした条件の変更を行っている方 ・過剰債務の状況に陥っているが、既往債務について金融機関等による支援体制が構築されており、自助努力により企業再建が見込まれる方	5,700万円	15年以内(2年以内) (注2)

(注1) 生活衛生同業組合の長(生活衛生同業組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。)が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要です。

(注2) 金融機関等の要請に基づく場合は20年以内(うち据置期間2年以内)が適用されます。